



国内旅行総合保険

- 国内旅行中の事故によるケガ、賠償責任や手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。



東京海上日動の国内旅行総合保険について(保険の概要)

国内旅行中の事故によるケガや手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。

国内旅行総合保険とは、国内旅行傷害保険(傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約がセットされたものをいいます。)に賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約等をセットしたものです。

ポイント

I

旅行中の事故によるケガを補償します。

①

死亡
保険金

②

後遺障害
保険金

③

入院
保険金

④

手術
保険金

⑤

通院
保険金

例えば

観光中にケガ



スキーで骨折



旅館で転倒



ポイント

II

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。

⑥

賠償責任
保険金
(オプション)

例えば

他人にケガをさせた



展示品を壊した



ポイント

III

旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

⑦

携行品損害
保険金
(オプション)

例えば

カバンを盗まれた



カメラを落として破損



※携行品の紛失、置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
※損害額は時価額または修繕費の低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等または通貨等は合計で5万円)が損害額の限度となります。
※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をお客様にご負担いただきます。

ポイント

IV

旅行中のケガにより継続して14日以上入院した場合等に、看護のために現地に向かった親族が負担した交通費・宿泊費等を補償します。

⑧

救援者費用等
保険金
(オプション)

例えば

ケガがもとで継続して
14日以上入院



その他の補償

- 搜索救助費用
- 現地からの移送費用
- 現地での諸雑費(3万円まで)

ポイント

V

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。(空港でお申込み手続きを行われる場合は、空港でのお申込み手続き終了時からご自宅にお戻りになるまでの補償となります。)

※保険の責任期間(補償期間)は保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時から末日の午後12時(24時)までとなりますが、保険期間内であっても、住居(ご自宅)に帰着した時点で、保険の責任期間は終了します。

ご契約金額とお支払いいただく保険料

被保険者(保険の対象となる方)が20名以上で、同一の保険期間、かつ、1つの保険証券でのご契約のとき、保険料の割引が適用できる場合があります。詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。



- ご注意**
- たとえば「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間(保険のご契約期間)は、「7日まで」となります。
 - 次の場合には、死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。
 - ・被保険者(保険の対象となる方)の年齢が保険始期日時時点で満15歳未満の場合
 - ・被保険者の同意がない場合(保険契約者=被保険者の場合を除きます。)

ご契約タイプ一覧表

保険期間 (ご旅行期間)		2日(1泊2日) まで			4日(3泊4日) まで				7日(6泊7日) まで				14日(13泊14日) まで				1か月 まで			
ご契約タイプ		W	X	P	A	B	C	Q	E	F	G	R	I	J	K	S	L	M	N	T
傷 害	① 死亡・後遺障害 保険金額	3,694 万円	2,143 万円	665 万円	3,961 万円	3,020 万円	2,044 万円	627 万円	4,096 万円	2,608 万円	1,317 万円	652 万円	3,668 万円	2,421 万円	1,435 万円	449 万円	3,462 万円	1,886 万円	1,583 万円	539 万円
	③ 入院保険金日額	12,000 円	8,000 円	9,000 円	12,000 円	8,000 円	6,000 円	8,000 円	10,000 円	8,000 円	6,000 円	8,000 円	10,000 円	8,000 円	6,000 円	5,000 円	10,000 円	8,000 円	6,000 円	6,000 円
	④ 手術保険金	支払額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。																		
	⑤ 通院保険金日額	7,000 円	5,000 円	6,000 円	7,000 円	5,000 円	3,000 円	5,000 円	6,000 円	5,000 円	3,000 円	4,000 円	6,000 円	5,000 円	4,000 円	3,000 円	6,000 円	5,000 円	4,000 円	4,000 円
	⑥ 賠償責任保険金額 免責金額(自己負担額):0円	3,000万円																		
	⑦ 携行品損害保険金額 免責金額(自己負担額):3,000円	30 万円	20 万円	30 万円	40 万円	30 万円	20 万円	25 万円	25 万円	20 万円	15 万円	20 万円	20 万円	20 万円	15 万円	10 万円	20 万円	20 万円	15 万円	15 万円
	⑧ 救援者費用等 保険金額	150 万円	150 万円	150 万円	150 万円	150 万円	100 万円	100 万円	150 万円	150 万円	100 万円	100 万円	150 万円	150 万円	100 万円	100 万円	150 万円	150 万円	100 万円	100 万円
	お支払いいただく保険料	1,500 円	1,000 円	1,000 円	2,000 円	1,500 円	1,000 円	1,000 円	2,000 円	1,500 円	1,000 円	1,000 円	2,500 円	2,000 円	1,500 円	1,000 円	4,000 円	3,000 円	2,500 円	2,000 円

*1 各保険金額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。

上記「ご契約タイプ一覧表」に記載のタイプ以外をご希望の場合の

ご契約タイプ以外一覧表

ご注意 最低保険料は、1契約につき500円となります。

保険期間 (ご旅行期間)		2日(1泊2日) まで	4日(3泊4日) まで	7日(6泊7日) まで	14日(13泊14日) まで	1か月 まで
補償項目	保険金額(ご契約金額)*2	お支払いいただく保険料				
① 死亡・後遺障害 保険金額*3	500万円	68円	84円	102円	140円	240円
	1,000万円	136円	168円	203円	279円	479円
	3,000万円	408円	504円	609円	837円	1,437円
③ 入院保険金日額 *4	5,000円	680円	840円	1,015円	1,395円	2,395円
	3,000円	33円	40円	46円	70円	107円
	4,500円	50円	60円	68円	104円	160円
⑤ 通院保険金日額 *5	6,000円	67円	80円	91円	139円	213円
	9,000円	100円	120円	137円	209円	320円
	2,000円	110円	132円	153円	213円	349円
⑥ 賠償責任保険金額 免責金額(自己負担額):0円	3,000円	165円	198円	230円	319円	524円
	4,000円	220円	264円	306円	425円	698円
	6,000円	329円	396円	459円	638円	1,047円
⑦ 携行品損害保険金額 免責金額(自己負担額):3,000円	1,000万円	35円	41円	45円	60円	98円
	2,000万円	38円	44円	49円	66円	107円
	3,000万円	40円	47円	52円	70円	113円
	10万円	172円	200円	234円	303円	467円
	20万円	248円	288円	336円	436円	672円
⑧ 救援者費用等 保険金額	30万円	384円	444円	519円	675円	1,038円
	40万円	516円	600円	700円	908円	1,396円
	50万円	650円	755円	880円	1,145円	1,765円
④ 手術保険金	100万円	38円	44円	52円	67円	103円
	200万円	76円	88円	104円	134円	206円
	300万円	114円	132円	156円	201円	309円

上記に記載のない保険金額(ご契約金額)でのご契約をご希望の場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

*2 各保険金額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年取等に応じた引受けの限度額があります。

*3 死亡・後遺障害保険金は必ずセットしてください。

*4 入院保険金日額は、死亡・後遺障害保険金額の1000分の1.5以内でご契約ください。

*5 通院保険金日額は、入院保険金日額の3分の2以内でご契約ください。

3 補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

2. 補償内容のご説明(お支払いする保険金の概要等)

お支払いする保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
1 死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて 180日以内 に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)。	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。 ① 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
2 後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて 180日以内 に身体に後遺障害が生じた場合。	(後遺障害の程度に応じて)死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 ① 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
3 入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合。	入院の日数(実日数)に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。 ① ただし、事故の日からその日を含めて 180日 を経過した後の期間に対しては、入院保険金はお支払いできません。また、入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	●戦争、内乱、暴動等によるケガ *1 ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中のケガ(補償する場合には別途割増保険料をお支払いいただきます。) ●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
4 手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため病院または診療所において所定の手術を受けられた場合。	(手術の種類に応じて)入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。 ① ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて 180日以内 の手術1回に限りです。	●むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの *1 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
5 通院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合。	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。 ① ただし、事故の日からその日を含めて 180日 を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院の日数」は、 90日 が限度となります。なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 ② 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	●ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ●車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用等に起因する損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
6 賠償責任保険金<オプション>	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合。	損害賠償金の額をお支払いします。 ① ただし、1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※2 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ●戦争・内乱・暴動等による損害 *4 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●置き忘れ、紛失 ●差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置を除きます。) ●山岳登山、ハングライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害
7 携行品損害保険金<オプション>	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品 *2 に損害が生じた場合。 *2 携行品とは、被保険者(保険の対象となる方)が所有かつ携行する身の回り品をいい、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラ等一式をいいます。 ※有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物等は含まれません。	(携行品1個、1組または1対について10万円を限度とした)損害額 *3をお支払いします。 ① 乗車券等または通貨等については合計5万円を限度とします。 *3 損害額は、時価額または修繕費の低い方をいいます。 ※1 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ※2 1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。お支払いする保険金=損害額-免責金額(自己負担額)3,000円 ※3 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●けんかや自殺・犯罪行為による事故 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中の事故(補償する場合には別途割増保険料をお支払いいただきます。)*6 ●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故
8 救援者費用等保険金<オプション>	① 日本国内旅行中に搭乗する航空機や船舶が行方不明または遭難した場合。 ② 日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等により確認された場合。 ③ 日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて 180日以内 に死亡(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または継続して 14日以上 入院された場合。	ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または被保険者の親族が負担した下記の費用をお支払いします。 ① ただし、救援者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ① 捜索救助費用 ② 現地への1往復分の交通費(救援者2名分まで) ③ 宿泊料(1名につき 14日分 を限度とし、救援者2名分まで) ④ 現地からの移送費用 *5 ⑤ 現地での諸雑費(3万円まで) *5 帰宅運賃のうち戻戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●けんかや自殺・犯罪行為による事故 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中の事故(補償する場合には別途割増保険料をお支払いいただきます。)*6 ●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 *6 捜索救助費用については、割増保険料をいただいた場合でもピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用はお支払いの対象となりません。

●上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。(たとえば職業病、テニス肩等)
 ●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。

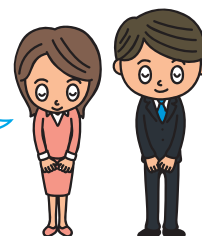
ご契約の際のご注意

- ①**保険料領収証**：保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
- ②**保険証券(または保険契約証)について**：保険証券(または保険契約証)が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または営業店へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券(または保険契約証)をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。



この保険のご契約者の皆様にご利用いただけるデイリーサポートサービスの詳細については専用パンフレットをご確認ください。

素敵なご旅行になりますように、
お気をつけてお出かけください。



代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましても、弊社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは国内旅行総合保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『国内旅行総合保険・国内航空傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は119番・110番



0120-119-110

受付時間：24時間365日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
(「ア」行に登録できます)



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。